鳴門教育大学情報基盤センター利用規程

平成17年3月14日 規程第 14 号 改正 平成19年1月31日規程第 1号 平成22年3月24日規程第58号 平成24年3月19日規程第13号 平成26年1月27日規程第 1号 平成26年3月24日規程第54号 平成26年3月24日規程第54号

鳴門教育大学情報処理センター利用規程(平成16年規程第80号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学情報基盤センター規則(平成17年規則第3号)第9 条の規定に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター(以下「センター」という。)の利用 に関し必要な事項を定める。

(利用目的)

- 第2条 センターは、鳴門教育大学(以下「本学」という。)における次の各号に掲げる目的のために利用することができる。
 - (1) 研究
 - (2) 教育·学習
 - (3) 業務
 - (4) その他情報基盤センター所長(以下「センター所長」という。)が特に適当と認めたもの

(利用資格)

- 第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学の役員及び職員(パートタイム職員,外国人客員研究員及び再任用職員を含む。)
 - (2) 本学の学生,研究生,科目等履修生,特別聴講学生,特別研究学生及び外国人留学生(以下「学生」という。)
 - (3) その他センター所長が特に適当と認めた者

(利用手続等)

- 第4条 センターを利用しようとする者は,所定の利用申請書をセンター所長に提出し, その承認を受けなければならない。
- 2 センター所長は、前項の申請を承認したときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 センターを利用することができる期間は、申請者の在職又は在籍期間とする。ただし、 前条第3号に該当する者については、承認された年度を超えない範囲とする。 (利用制限)
- 第5条 センターの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、承認された目的以

外にセンターの資産を使用してはならない。

2 利用者は、別表に定める制限の下で利用しなければならない。ただし、特別の理由により利用申請し承認された利用者は、この限りでない。

(利用可能施設及び設備等)

- 第6条 センターで利用できる施設及び機器等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) センターが管理する情報ネットワーク
 - (2) センターが管理する機器
 - (3) 共同利用端末室,教育用端末室,マルチメディア教育実習室,人文棟特殊端末室,自然棟特殊端末室,芸術棟特殊端末室A,芸術棟特殊端末室B及び健康棟特殊端末室 (利用時間)
- 第7条 前条各号に規定する施設及び設備等は、保守及びセキュリティのために使用を制限する時間帯を除き、利用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター所長が特に必要と認めたときは、利用者に対し利 用時間帯を制限又は指定することができる。

(経費負担)

- 第8条 利用者は、センター利用に係る経費を負担しなければならない。ただし、センター所長が特に必要と認めたときは、情報システム運用管理委員会の承認を受け、利用に係る経費を軽減することができる。
- 2 前項に規定する経費及び負担の方法は、別に定める。
- 3 情報ネットワークを利用する際の機器の購入及び設置に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(研究成果の公表)

- 第9条 利用者は、センターを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、 原則として当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。
- 2 利用者は、前項の公表された論文等をセンター所長に提出しなければならない。 (情報セキュリティポリシー遵守)
- 第10条 利用者は、センターの資産を使用する際には、鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程(平成17年規程第3号)を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は重大な過失によりセンターの設備及び機器等を汚損,損傷,滅失したときは,その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(利用報告)

第12条 センター所長は、必要に応じて、利用者に対し、センターの利用に係る事項に ついて報告を求めることができる。

(利用取消等)

第13条 利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター所長はその者に係る利用を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター

所長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- - この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成30年2月1日から施行する。

別表(第5条第2項関係)

事項	制限内容
利用ユーザ I D	原則として、1利用者につき1ユーザIDまでとする。
メールアドレス	原則として、1利用者につき1メールアドレスまでとする。